

物価高騰から仕事と暮らしを守るため

大幅な

建設技能者の賃上げが必要です

建設技能者の

人手が足りない



誰か一緒に働いてくれないかな



一緒に建設現場で働こうよ

でも社会に必要不可欠な存在なんだよ...

建設職人は賃金が安いし、長時間働いて休みもないんですよ。

建設技能者が大幅に減少しています。厳しい労働環境が要因です。

技能者がいなければ住宅の建設やインフラ整備が担えなくなる恐れが！

災害時の復興にも必要な地域の守り手なのに

1980年に93万人いた大工は、2020年には29.8万人まで減りました



このままじゃ取り返しがつかないことになるよ。

みんなにこの現状を理解してもらい、賃金の大幅な引き上げによって安心・安定して働ける持続可能な建設業にしていかなければいけないんだ！

目指すは新3K現場！
若者や女性が働きやすい現場をつくるために賃金の引き上げが必要です！



詳しくは全建総連賃上げサイトにアクセス
皆さんの賛同・ご意見をお願いします

働き方改革

時間外労働の上限規制などが建設業に全面適用

めざすは「建設業」の



給料



休日



希望



新3K現場



給料

を上げる
能力評価に応じた賃金・労務費、法定福利費等を確保した適正価格・単価で契約

休日

増の実現
収入を減らさず適正工期で休日増(週休2日)の早期実現へ

希望

が持てる業界へ
建設職人として自分のキャリアパスをえがけるように、就業履歴の蓄積・資格取得、収入増へ

建設技能者の賃金引き上げと担い手確保・育成が必要です

国と建設業団体が、「建設技能者の賃金上昇を目指す」ことで一致しました。しかし、技能者の給料は、現場の稼働日数が収入に直結することが多く(日給月払い制)、賃金引き上げ、週休2日の実現はまだ難しい状況です。

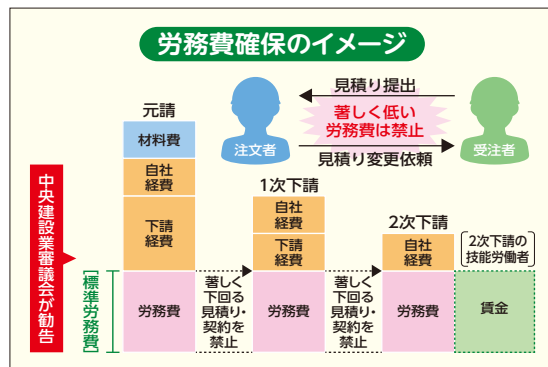
若者が安心して長期的に働ける建設現場にしていくために、働き方改革への対応を進め、新3K(給料・休日・希望)を実現し、将来を展望できる**持続可能な建設業**に変えていかなければなりません。

建設業に新しい取引のルール「第三次・担い手3法が成立」

労働者の適正な賃金支払い・処遇確保が盛り込まれる

建設業法では「事前の見積り・対等な交渉・書面契約・適正価格」を定めています。「受注競争のために労務費を著しく低く抑える行為」は今回の改正で指導・監督の対象になります。

「労務費の基準(標準労務費)」が作成(2025年12月施行予定)され、「労働者の処遇確保」が建設業者の努力義務となりました。標準労務費を確保し、技能労働者への適正な賃金の行き渡りが必要です。



品質の確保にも必要



建設キャリアアップシステム

能力評価に応じた賃金を



建設業法に明文化された「労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価」については、全建総連が取り組んでいる『建設キャリアアップシステム(CCUS)』のさらなる活用の方向性を示したものです。CCUSレベル別年収を基準とした、見積り作成と書面契約、労務費の確保と賃金の支払い等をしっかりと進めていかなければなりません。

●CCUSレベル別年収の概要(国土交通省公表資料より抜粋)

全国(全分野) (年収)	レベル1(下位-中位)	レベル2(中位)	レベル3(中位)	レベル4(中位-上位)
	3,740,000~5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000~8,770,000円

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払を義務付けるものではない

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない